

平成 30 年度 今治タオル工業組合社内検定

受検案内

1. 目的

タオル製造に関する知識・技能を客観的に評価顕彰することにより、若手人材の確保・育成を図るとともに、伝統ある技術の次世代への円滑な継承を目指す。加えて、今治タオルブランドを支えるものづくり技術の更なるレベルアップを図るとともに、技術の最高峰であるタオルマイスターの輩出を目指すことを目的として実施します。

2. 対象職種

職種	等級の区分
タオル製造（製織）	1 級及び 2 級
タオル製造（整経）	1 級及び 2 級

3. 試験日程

●実技試験（各職種 1 級、2 級共）

平成 30 年 8 月 13 日（月）～16 日（木）の 4 日間

※各受検者の試験時間は、申込者の人数などにより後日決定の上、本人に直接連絡致します。

●学科試験（各職種 1 級、2 級共）

平成 30 年 9 月 23 日（日）10 時 00 分～11 時 40 分（受付開始 9 時 30 分）

※試験日程は、受検者の多寡、会場等の都合で変更する場合があります。

4. 試験会場

●実技試験

愛媛県立今治高等技術専門校（今治市桜井団地 4-1-1）

TEL 0898-48-0525 FAX 0898-47-3955

●学科試験

テクSPORT今治（今治市東門町 5-14-3）

TEL 0898-23-8700 FAX 0898-23-8702

5. 申込期間

平成 30 年 5 月 16 日（水）～6 月 15 日（金）※締切当日の消印有効

6. 合格発表

平成 30 年 10 月 1 日（月）

テクSPORT今治正面入口に掲示及び組合 HP に合格者の受検番号を掲示します。なお、受検者には本人宛郵送により合否のみを通知します。合格証書は、10 月 21 日（日）「第 41 回今治タオルフェア」で授与します。

7. 受検申請の手続き

- ① 受検を希望する方は、所定の受検申請書に別記の受検手数料を添え、若しくは「現金書留」で郵送するかして、直接提出してください。
- ② 写真（正面上半身脱帽像で縦 5cm×横 4cmのもの）を貼り付けてください。
- ③ 免除資格者は、その証明できる写し（電子コピーしたもの）を添えて提出してください。（免除となる試験の受検手数料は不要です。）

④ 受検申請書を受付した後は、いかなる理由でも受検手数料はお返しできません。

(受検申請用紙は、組合窓口でお渡しするほか、組合 HP に掲示します。郵送を希望される場合は、返信用封筒に郵便番号、住所、氏名などを明記し、92 円切手を貼ってお送りください。)

⑤ 資格、経験年数など申請に偽りがあった時は、受検を取り消すか、合格を取り消すことがあります。

8. 受検手数料

各職種 1 級及び 2 級の受検手数料は次のとおりです。

種類	学科試験	実技試験
タオル製造 (製織) 1 級	3, 100 円	12, 100 円
タオル製造 (製織) 2 級	3, 100 円	12, 100 円
タオル製造 (整経) 1 級	3, 100 円	12, 100 円
タオル製造 (整経) 2 級	3, 100 円	12, 100 円

9. 提出先 今治タオル工業組合

〒794-0033 今治市東門町 5-14-3

今治タオル工業組合 社内検定係まで

TEL 0898-32-7000 FAX 0898-32-3842

(窓口申込)

申込期間内に今治タオル工業組合までお越しくください。その場で受検申請書にご記入の上、受検手数料を添えて窓口にてお申込ください。

(その他の申込)

- ① 受検申請書にご記入頂き、受検手数料を同封の上、下記まで現金書留にてお申込みください。
- ② 銀行振込の場合は受検申請書を郵送又は FAX により提出後、下記までお振込みください。

<受検手数料の振込先>

伊予銀行 今治支店 普通預金 1026026

口座名義 今治タオル工業組合

※お申込の際の注意事項

- ① 受検手数料は試験施行中止の場合以外、返還いたしません。
- ② 受検申請書と受検手数料が届いた時点で受付とします。
- ③ 受検申請書の請求先並びに送付先
今治タオル工業組合社内検定係
〒794-0033 今治市東門町 5-14-3 TEL 0898-32-7000 FAX 0898-32-3842
- ④ 一度受付けた受検者の変更はできません。

10. 受検資格

受検資格は次のとおりです。

職種（等級）	受検資格
タオル製造（製織）1級	1. 当該職種に7年以上従事した者 ただし、職業能力開発施設普通課程、短大又は高校専攻科卒業者は5年以上、大学専門学部卒業者は4年以上 2. 2級合格（四国タオル工業組合社内技能検定（タオル製造）及び今治タオル工業組合社内技能検定（タオル製造）を含む）後、2年以上当該職種に従事した者
タオル製造（製織）2級	1. 当該職種に2年以上従事した者
タオル製造（整経）1級	1. 当該職種に7年以上従事した者 ただし、職業能力開発施設普通課程、短大又は高校専攻科卒業者は5年以上、大学専門学部卒業者は4年以上 2. 2級合格後、2年以上当該職種に従事した者
タオル製造（整経）2級	1. 当該職種に2年以上従事した者

（試験科目の免除）

学科試験又は実技試験のいずれかに合格した者は、同職種、同級以下の当該試験の免除を受けることができます。

（検定の実施回数） 検定は原則毎年1回以上実施します。

11. 出題範囲

タオル製造（製織）

●学科試験：

出題区分	出題科目	出題内容
1	織物設計書の解読 織り方図の作成	タオルの企画、デザイン、歴史、日本工業規格に定める繊維用語、原料一般、生産管理・工程管理 織物の三原組織及び変化組織、織り方図の種類及び用途、織機の種類 カットカード・エンドレスカード・紋柄データ
2	製織準備 製織作業	製織準備に使用する器工具の種類及び用途、製織準備 タオル織機及び機械部品の種類・構造及び機能、タオル織機操作、タオル織機調整及び保守、開口装置・よこ入れ装置・おさ打ち装置・送り出し装置・巻取り装置及び補助装置調整及び保守、ジャカード機の種類・構造及び機能
3	安全衛生	タオル製造作業に伴う安全衛生

●実技試験（1級、2級共）：

- ① 織機メンテナンス法（タオル織機調整）
- ② 紋柄機メンテナンス法（ジャカード機調整法）
- ③ 製織作業

●試験時間：

実技試験 1級 標準時間 2時間15分（減点方式）
打切り時間 2時間30分（延長15分含む。ただし延長は減点対象。）

2級 標準時間 1時間50分(減点方式)
 打切り時間 2時間 5分(延長15分含む。ただし延長は減点対象。)

学科試験 1級、2級共 1時間40分(真偽法及び多肢択一法/全50題)

タオル製造(整経)

●学科試験:

出題区分	出題科目	出題内容
1	織物設計書の 解読 整経機入力デ ータの作成 縞割表の作成	タオルの企画、デザイン、歴史、日本工業規格に定める繊維用語、 原料一般、生産管理・工程管理 原材料の種類、原材料の加工方法、糸の単位、原材料の調達方法、 原材料の加工工程及び工程管理、整経機の種類・構造 織物の三原組織及び変化組織・特別組織、織り方図の作成方法
2	整経準備 部分整経 経糸巻返し 糸整理	整経準備機器及び部分整経機の種類・構造・使用方法、整経準備工 程作業方法 整経機入力データ算出・入力、タオル織機毎のたて糸張力調整、部 分整経作業方法、整経機に使用する器工具、整経機調整法 ビーム調整法、巻返し作業法、巻返し機調整法 後処理作業法、後処理機器の操作法
3	安全衛生	タオル製造作業に伴う安全衛生

●実技試験:

- 1級: 整経機入力データ作成法、準備工程作業(クリール)、部分整経作業、巻返し作業、整
 経機メンテナンス法
 2級: 準備工程作業(クリール)、部分整経作業、残糸処理作業

●試験時間:

- 実技試験 1級 標準時間 2時間30分(減点方式)
 打切り時間 2時間45分(延長15分含む。ただし延長は減点対象。)
 2級 標準時間 2時間30分(減点方式)
 打切り時間 2時間45分(延長15分含む。ただし延長は減点対象。)

学科試験 1級、2級共 1時間40分(真偽法及び多肢択一法/全50題)

1.2. 合格の判定

100点満点とします。得点65点以上をもって合格とし、学科試験・実技試験とも65点以上
 を取得した者を合格者とします。なお、学科試験及び実技試験のいずれかのみ合格の場合は一部合
 格とします。

※合格者には、厚生労働省認定『今治タオル工業組合タオル製造技能者(職種)〇級』の称号を
 与えるとともに、合格証書並びにピンバッジ(1級合格者のみ)を授与します。

1.3. 試験当日持参するもの

●学科試験

- ① 受検票
 ② 筆記用具(HB又はBの黒鉛筆若しくはシャープペンシル、消しゴムのみ。)

③ 身分証明書（運転免許証、パスポート、学生証、社員証など原則として氏名・生年月日・顔写真が揃って確認できるもの。）

※身分証明書は本人確認のために使用します。

※試験中、携帯電話・スマートフォン等を時計がわりに使用することはできません。

※時計を使用する場合は、原則として腕時計に限ります。

●実技試験

① 受検票

② 受検できる服装（帽子、襟のあるシャツ、運動靴を着用）

1 4. 受検上の注意

次に該当する行為をした受検者は、その場で退場、答案採点はせず、今後の受検も認めません。

- ① 試験中に援助を与える、または受ける。
- ② 他の人の代わりに受検する。
- ③ 試験官（首席検定委員）の指示に従わない。
- ④ 携帯電話・スマートフォンなどを使用する。
- ⑤ 録音機・カメラ・辞書などを使用する。
- ⑥ その他の不正行為
イ. 試験会場から解答用紙及び問題用紙を持ち出す。
ロ. 試験中に退場した者が再入場する。

なお、受検者の答案は一切公表しません。

※受検申請書に記載された個人情報については、試験施行における本人確認、受検者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行及び試験に関する連絡、各種情報提供の目的以外には使用しません。

主 催 今治タオル工業組合